

第1回丹波篠山市教育振興基本計画策定委員会次第

と き：令和元年6月5日（水）13:30～

と ころ：丹波篠山市役所本庁舎4階401.402会議室

1 開 会

2 委員委嘱

3 あいさつ

4 自己紹介

5 委員長及び副委員長選出

委 員 長：當山 清実

副委員長：向井 祥隆

6 諮問「丹波篠山市教育振興基本計画案の策定にかかる提言について」 資料1

(1) 諮問

7 協議事項

(1) 丹波篠山市教育振興基本計画の策定について 資料2

- ① 計画策定の背景と趣旨
- ② 計画の性格
- ③ 計画の期間
- ④ 策定体制
- ⑤ スケジュール
- ⑥ 計画の構成案

(2) 第2期教育プランの検証結果と丹波篠山の教育に期待すること

8 次回の策定委員会日程

日 時：令和元年8月1日（木）13時30分～

場 所：丹波篠山市役所301会議室

9 閉 会

参考資料（事前配付）

- ・第3期教育振興基本計画（国）（概要）
- ・ひょうご教育創造プラン（県）（概要版・パンフ）
- ・第2期篠山きらめき教育プラン（概要版・基本計画）
- ・令和元年度丹波篠山の教育
- ・第3期丹波篠山きらめき教育プラン（骨格）－第2期プランからの変更点－
- ・第2期篠山きらめき教育プランの検証

丹波篠山市教育振興基本計画策定委員

(敬称略)

要綱の区分	区分	氏名	フリガナ	備考
教育に識見のある者	大学関係	當山 清実	トウヤマ キヨサネ	国立大学法人 兵庫教育大学 教職大学院学校経営コース教授
	歴史文化	中西 健治	ナカニシ ケンジ	市文化財保護審議会委員
	国際理解	足立 真理子	アダチ マリコ	篠山国際理解センター 理事・事務局長
社会教育関係者	社会教育	向井 祥隆	ムカイ ヨシタカ	市社会教育委員
	地域活動	山本 晴朗	ヤマモト ハルアキ	丹波篠山市民プラザ相談員
学校教育等関係者	保育園	畑 早苗	ハタ サナエ	にしき保育園長
	幼稚園 こども園	西嶋 睦美	ニシジマ ムツミ	味間認定こども園長
	小学校	津瀬 雅之	ツセ マサユキ	小学校長会長
	中学校	中道 博	ナカチ ヒロシ	中学校長会長
	高等学校	奥田 格	オクダ タダス	篠山鳳鳴高等学校校長

丹波篠山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和元年5月1日

教育委員会要綱第2号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、丹波篠山市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、丹波篠山市教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査・検討を行い、その原案を丹波篠山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に答申することを職務とする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、教育に識見のある者、学校教育等関係者及び社会教育関係者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第6条 策定委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第1条に定める計画の策定をもって効力を失う。

(特例措置)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開催する会議については、教育長が招集するものとする。

諮問第 1 号

丹波篠山市教育振興基本計画策定委員会

丹波篠山市教育振興基本計画案の策定にかかる提言について（諮問）

丹波篠山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（令和元年教委要綱第 2 号）
第 2 条の規定に基づき、丹波篠山市における教育振興基本計画案の策定について諮問します。

令和元年 6 月 5 日

丹波篠山市教育委員会

1 計画策定の背景・趣旨

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法においては、人格の完成や個人の尊厳等これまで教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を大切にしつつ、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造をめざす教育を推進することとされています。

これからの日本は、人生 100 年時代を迎えようとしており、グローバル化がより一層進展し、今以上に人、もの、金、情報が国を越えて移動します。また超スマート社会 (Society5.0) の実現に向けて人工知能 (AI) やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。こうした激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっています。

国においては、平成 30 年 6 月に、教育基本法第 17 条第 1 項に基づき第 3 期の「教育振興基本計画」が定められました。これを受け、兵庫県では、平成 31 年 2 月に、「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくりー「未来への道を切り拓く力」の育成ー」を基本理念として、第 3 期の「兵庫県教育基本計画 (ひょうご教育創造プラン)」が策定されました。

本市でも、令和 2 年度から向こう 5 年間に取り組むべき施策等を総合的・体系的に示すことを目的として、国及び県の計画を参酌しながら、本市の実情に応じた教育の基本的な計画となる第 3 期の「丹波篠山市教育振興基本計画 (丹波篠山きらめき教育プラン)」を策定します。

教育基本法

(教育振興基本計画)

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の性格

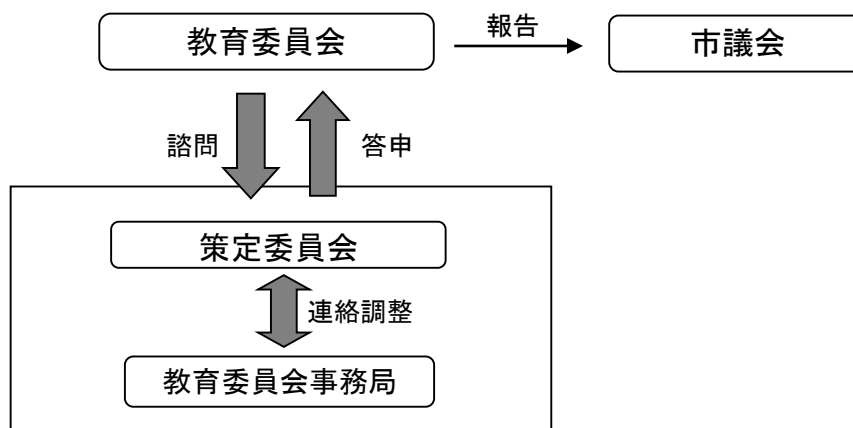
- (1) この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市教育施策における最も基本となるものであり、教育に関する全ての事業に関して尊重されるべき指針を示すものです。
- (2) この計画は、「教育振興基本計画（国）【平成30年度～令和4年度】」及び「ひょうご教育創造プラン（兵庫県）【令和元～5年度】」を参酌し、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画となります。
- (3) この計画は、「第2期篠山きらめき教育プラン（平成26年11月策定）」を踏まえるものです。
- (4) この計画は、「篠山市学校教育改革5カ年・10カ年実施計画《最終答申》（平成22年10月答申）」、「第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」との整合を図ります。
- (5) この計画は、毎年度作成する「丹波篠山の教育」を中期的な観点から捉えるものです。
- (6) この計画は「第3次丹波篠山市総合計画前期計画【令和3～7年度】」の基本構想・計画につながるものとします。
- (7) この計画は、行政推進の過程において、社会情勢の変化に対応して弾力的に運用します。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
教育振興基本計画(国)						
	ひょうご教育創造プラン(兵庫県)					
		丹波篠山市教育振興基本計画				

4 策定体制



5 スケジュール

		策定委員会	計画書(案)	情報共有 意見・提案	教育委員会
6月	上旬	第1回策定委員会(6/5)	委員委嘱、諮問、 検証結果の意見聴取 骨子案協議		
	下旬				
7月	上旬				
	下旬				
8月	上旬	第2回策定委員会(8/1)	素案に対する意見聴取		
	下旬				中間報告
9月	中旬	第3回策定委員会(未定)	最終案に対する意見聴取		
	下旬		最終案確定	議会報告(9/26)	答申
10月	上旬			パブリックコメント手続(30日間)	
	下旬			↓	
11月	上旬				
	下旬				計画案議決
12月	上旬			議会報告	
	下旬				

6 計画の構成（案）

第1章 計画の考え方

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の性格
- (3) 計画の期間・運用

第2章 本市教育の成果と課題（第2期プランの検証）

- 基本方向1 自立して未来を切り拓く態度の育成
- 基本方向2 子どもが健全に育つ環境づくりと就学前教育の推進
- 基本方向3 生きる力を培い創造性を伸ばす教育の推進
- 基本方向4 子どもの学びを支援する環境づくりの推進
- 基本方向5 市民が主体的に参画する生涯学習社会づくりの推進
- 基本方向6 文化・自然遺産を生かした教育・まちづくりの推進
- 基本方向7 郷土を愛し誇りに思う人材育成の推進

第3章 社会情勢・教育環境の変化

- 1 人口減少と少子高齢化
- 2 生活の変化
- 3 市民総活躍社会
- 4 グローバル化の進展
- 5 急速な技術革新
- 6 教育の機会均等
- 7 働き方改革 など

第4章 丹波篠山の教育のめざす姿

- 1 基本理念
- 2 めざす人間像と培う力
- 3 共有する道しるべ
- 4 教育主体の責任と役割

第5章 施策の基本方向

- 1 子どもが健全に育つ環境づくりと就学前教育の推進
- 2 生きる力を培い創造性を伸ばす教育の推進
- 3 子どもの学びを支える環境づくりの推進
- 4 人生100年時代を豊かに生きる学びの推進
- 5 郷土を愛し誇りに思う人材育成の推進

※「施策の基本方向」「施策」の構成（詳細（案））については、「第3期丹波篠山きらめき教育プラン（骨格）－第2期からの変更点－」に掲載

【構成の主な変更（案）】

- (1) 国・県の教育プランを参酌して、第3章「社会情勢・教育環境の変化」を新たに設ける
- (2) 「第5章 施策の基本方向」について
 - ・施策の基本方向7項目を5項目に整理統合